平成２４年（フ）第９３号
新潟県南魚沼市浦佐5436番地２
破産者　関　　俊介
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
名古屋市千種区今池３丁目12番３号　丸美タウンマンション今池501号、開始決定時の住所愛知県稲沢市駅前３丁目13番20号
破産者　松永　敏男
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第７４号
岐阜県中津川市付知町6209番地１、開始決定時の住所愛知県稲沢市駅前１丁目８番26号
破産者　松永　一郎
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１８３号
愛知県一宮市下沼町４丁目４番地　ハイツ愛宕407号
破産者　馬淵　智惠
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１６２号
愛知県豊田市渋谷町３丁目14―１　サンモール渋谷102号、住民票上の住所京都府向日市上植野町池ノ尻７番地の１　府営住宅上植野団地６棟301号
破産者　中村美砂子
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
沖縄県石垣市字登野城589番地　石垣住宅10―303
破産者　平山　志簡（旧姓弓座）
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第７６６号
福岡市博多区井相田２丁目８番３―503号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区諸岡３丁目３番19号
破産者　文田　吉子
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７６７号
福岡市博多区井相田２丁目８番３―503号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区諸岡３丁目３番19号
破産者　文田　　学
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６号
岩手県宮古市南町12番24号
破産者　阿部　恭子
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第２１号
茨城県土浦市虫掛3555番地株式会社太基運輸内、開始決定時の住所埼玉県八潮市八潮１丁目17番地28
破産者　五十嵐　剛
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地551番地２、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷222番地１
破産者　笠原　哲郎
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
神奈川県三浦郡葉山町下山口520番地の43、開始決定時の住所神奈川県横須賀市湘南国際村１丁目９番９号
破産者　黒川　輝夫
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２１０号
相模原市緑区青野原1601番地７
破産者　尾澤　　弘
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２４４号
相模原市中央区田名1922番地12
破産者　奥山　　隆
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第６１０号
滋賀県大津市錦織２丁目２番５号、従前の住所兵庫県姫路市田寺東４丁目13番３号
破産者　吉田　文子
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１２２０号
広島市東区東蟹屋町15番13号
破産者　池田　嘉文
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０３２号
福岡県糟屋郡宇美町貴船５丁目４番10号
破産者　浦本　稀一
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部